

【表紙】

【提出書類】 意見表明報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年 1月31日

【報告者の名称】 らでいっしゅぼーや株式会社

【報告者の所在地】 東京都港区芝公園三丁目 1番13号

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝公園三丁目 1番13号

【電話番号】 (03) 5777-8640

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 秋田 二郎

【縦覧に供する場所】 らでいっしゅぼーや株式会社
(東京都港区芝公園三丁目 1番13号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目 8番16号)

- (注1) 本報告書中の「当社」は、らでいっしゅぼーや株式会社を指し、「公開買付者」は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモを指します。
- (注2) 本報告書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注3) 本報告書において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。
- (注4) 本報告書において、「営業日」は、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日を意味します。

1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
所在地 東京都千代田区永田町二丁目11番1号

2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

- (1) 普通株式
- (2) 新株予約権
平成17年7月25日開催の当社臨時株主総会及び当社取締役会の決議に基づき発行された第2回新株予約権（以下「第2回新株予約権」といいます。）
平成17年7月25日開催の当社臨時株主総会及び平成17年11月29日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第3回新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）
平成19年2月16日開催の当社臨時株主総会及び当社取締役会の決議に基づき発行された第4回新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）
平成19年2月16日開催の当社臨時株主総会及び当社取締役会の決議に基づき発行された第5回新株予約権（以下「第5回新株予約権」といいます。）
平成19年2月16日開催の当社臨時株主総会及び当社取締役会の決議に基づき発行された第6回新株予約権（以下「第6回新株予約権」といい、第2回、第3回、第4回、第5回、及び第6回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。）
なお、公開買付者による当社普通株式及び本新株予約権に対する公開買付けを、以下「本公開買付け」といいます。

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

- (1) 本公開買付けに関する意見の内容
当社は、平成24年1月30日開催の取締役会において、下記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨、及び本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。
- (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由
本公開買付けの概要
当社は、公開買付者より本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。
公開買付者は、平成24年1月30日開催の取締役会において、株式会社大阪証券取引所の開設する市場であるJASDAQ市場スタンダード（以下「JASDAQ」といいます。）に上場している当社の発行済普通株式の全て（当社が保有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得し、本公開買付けにおいて「基準株式数」（以下にて定義します。）以上の当社普通株式の応募があることを条件に、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のその後に予定された一連の手續（以下「当社株式全部取得手續」といいます。）を経て、当社普通株式の全てを取得する取引（以下「本取引」といいます。）を実施することを目的として公開買付けを実施することを決議したとのことです。

公開買付者は、当社普通株式3,238,229株（当社が平成24年1月13日に提出した第24期第3四半期報告書（以下「本四半期報告書」といいます。）に記載された平成23年11月30日現在の当社普通株式の発行済株式総数（6,939,317株）に、本四半期報告書に記載された平成23年11月30日現在の本新株予約権（合計3,285個）の目的となる当社普通株式の数（合計328,500株）を加えた数（7,267,817株）に占める割合（以下「所有割合」といいます。）にして44.56%（小数点以下第三位を四捨五入、以下比率の計算において、特に別の取扱いを定めていない限り、同様に計算しております。）を所有する筆頭株主である、ジャフコ・バイアウト2号投資事業有限責任組合（以下「MBO2」といいます。）及び当社普通株式134,926株（所有割合にして1.86%）を所有する上位株主である、JAFCO Buyout No.2 Investment Limited Partnership (Cayman) L.P.（以下「JB02」といいます。）と併せて「ジャフコ」といいます。）との間で平成24年1月30日付で公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、ジャフコがその所有する当社普通株式の全てを、本公開買付けに応募する旨の合意をしているとのことです（本応募契約の概要については、下記「（6）公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照下さい。）。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の下限を3,706,600株（所有割合にして51.00%）としており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には応募株券等の全部の買付けを行わないとのことです。一方、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設けておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合には、公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行うとのことです。

また、公開買付者は、当社株式全部取得手続が当社の株主の皆様の意思を適切に反映し、その賛同を得た上で実施されることを確保する観点から、本四半期報告書に記載された平成23年11月30日現在の当社普通株式の発行済株式総数（6,939,317株）から、本四半期報告書に記載された平成23年11月30日現在の当社が保有する自己株式（277,300株）を控除した数の3分の2に相当する株式数（1株未満は切り上げ。）である4,441,345株を当社株式全部取得手続を実施するにあたっての基準となる株式数（以下「基準株式数」といいます。）として設定しているとのことです。すなわち、公開買付者は、基準株式数以上の当社普通株式の応募がなされた場合には、当社株式全部取得手続の実施につき当社の株主の皆様の十分な理解が得られたものと判断しているとのことです。なお、本公開買付けにおいて、当社の発行済普通株式数の全てを取得できなかった場合であって、かつ基準株式数以上の当社普通株式の応募がなされた場合には、公開買付者は、本公開買付け後に、当社株式全部取得手続を行い、当社普通株式の全てを取得することを企図しているとのことです。他方、本公開買付けにおいて買付予定数の下限以上の応募があったものの基準株式数以上の当社普通株式の応募がなされない場合には、公開買付者は、本公開買付けは実施するものの、当社株式全部取得手続の実施を見合わせることを企図しているとのことであり、その場合、当社はJASDAQに上場を維持することとなる予定です。

本公開買付けを実施する背景及び目的

当社は、リサイクル運動の市民団体として誕生した「日本リサイクル運動市民の会」が、昭和63年1月に有機・低農薬野菜の会員制宅配事業である「らでいっしゅぼーや」事業を開始し、その事業を目的として同年5月17日に設立されました。主に契約農家・契約農業法人等より仕入れた農産品、畜産販売業者・畜肉加工メーカーより仕入れた畜産品、漁業組合や水産加工メーカーより仕入れた水産品、加工食品メーカーより仕入れた加工食品、並びに雑貨メーカーや商社より仕入れた日用品等を、当社の会員や一般顧客へは戸別宅配によって、また外食・中食企業、食品専門商社等へは卸売によって販売しております。

当社は、平成20年のジャスダック証券取引所への上場により資金調達した8億3千万円のうち、システム投資として2億3千万円を費やし、翌年以降も通期2億円近いシステム投資を行ってきております。平成22年9月27日には初の九州圏物流拠点となる「らでいっしゅぼーや九州センター」を開設、その後も受発注等管理業務の効率性を高めるための基幹システムソフトウェアの導入を行うなど宅配事業を強化する一方、平成22年2月17日に当社が運営するネットスーパーである「eらでいっしゅ」をオープンさせ、ローソンと共同で運営するなど、システム開発にも積極的に投資をすることにより、規模・シェアの拡大のみならず企業価値向上に継続して取り組んでまいりました。

消費者の「食の安心・安全」及び環境へ配慮したライフスタイルへの関心が高まる中、当社がビジョンに掲げる「子どもとお母さんにとって最も愛され信頼されている企業」となるべく、以下の6項目を対処すべき課題と認識し、企業価値向上に取り組んでおり、当社の事業環境は今後も成長が期待できるものと考えております。

顧客視点のマーケティング

より「子どもとお母さん」の視点に立った商品・サービスを生み出す、企画・マーケティング・分析のそれぞれの機能の強化

品質の強化

商品のさらなる品質の向上を目指した体制の強化

生産機能の獲得

「高い品質」と「値ごろ感」を両立する仕組みを構築するための生産機能の獲得

3つの販売チャネル

多様化する顧客のニーズに応えるため、顧客の生活シーンに合わせた宅配、店舗、通販の3つの売場の提供

食を軸とした社会貢献

お客様や生産者と一体となった社会貢献活動を行うことによりファン作りを推進

成長を担う人材開発

経営ビジョンの実現を担う人材の育成

一方、公開買付者は、平成3年8月、日本電信電話株式会社の出資により、エヌ・ティ・ティ・移動通信企画株式会社として設立以来、携帯電話サービスを提供しているとのことです。以後、「新しいコミュニケーション文化の世界の創造」に向けて「iモード」サービス、ケータイクレジット「iD」の提供、新たな通信規格であるLTE（注1）を利用した「Xi」（クロッシィ）サービスを開始するなど、お客様の多様なニーズに応える様々なサービスの進化に取り組んでいるとのことです。また、平成20年10月に「新たな成長を目指したドコモの変革とチャレンジ」を打ち出し、公開買付者のチャレンジとして社会の持続的成長に向けて、環境・エコロジー、安心・安全、健康管理などの分野で事業を展開し、新しい領域での価値を創造することを狙いとした「ソーシャルサポートサービスの推進」を行っているとのことです。

公開買付者は、「2020年ビジョン」として公開買付者が掲げる「HEART～スマートイノベーションの挑戦～」を実現するための確実なステップとして、平成27年度に向けて取り組む方向性を示す「中期ビジョン2015～スマートライフの実現に向けて～」を策定したとのことです。今後公開買付者は、モバイルのサービス進化と、産業・サービスの融合による新たな価値創造への取り組みを公開買付者のクラウドコンピューティング（注2）で加速させ、お客様の暮らしやビジネスがより安心・安全かつ便利・効率的になることにより、より充実したスマートライフの実現を目指しているとのことです。

（注1）LTEとは、Long Term Evolutionの略称であり、第三代携帯電話を発展させた次世代通信方式をいいます。

（注2）クラウドコンピューティングとは、ネットワーク、特にインターネットを介したハードウェア、ソフトウェア等の利用形態をいいます。

公開買付者は、当社の事業内容は、公開買付者が中期ビジョンで掲げる領域の一つであるコマース事業（注3）への本格展開を加速することが出来ると考えているとのことです。具体的には、コマース事業を展開する上で、日々の生活の根幹である「食品」は重要な領域であり、モバイルで日常的に利用するサービスを提供できる点において、事業シナジーが期待できること、当社の取り扱う商品は、独自の品質基準により長年トップブランドとして認知されており、公開買付者の商品（スマートフォン、タブレット等）と組み合わせた付加価値の高いコマースサービスを提供することで、両社の顧客満足を相互に向上することができる点において、事業シナジーが期待できるとのことです。また、「食の安心・安全」「高齢化社会・買い物弱者（注4）へのソリューション」「環境保全・農業問題」など社会的課題について、当社のリソースを活用して取り組むことで、事業シナジーが期待できるとのことです。

公開買付者は、これらの事業シナジーとして、タブレットやモバイル端末を活用したマーケティングの高度化、公開買付者顧客基盤を活用した送客モデルの構築、ケータイでの簡易決済による利便性向上など、新たなモバイルとコマース事業とのシナジーを想定しているとのことです。

（注3）コマース事業とは、ネット及びリアル店舗での商品・サービス取引事業をいいます。

（注4）買い物弱者とは、流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれている人々をいいます。

公開買付者は、当社の更なる成長には、持続的な会員数の拡大が欠かせない要素であると考えており、公開買付者の既存のお客層5,900万人（プレミアクラブ会員5,154万人）及びこれまで他社との提携で培ってきたネット環境での会員化スキームは、当社の更なる成長に大きな役割を果たし得るものと考えているとのことです。一方、公開買付者の既存のお客層に対しても、当社のサービスを通じ、「食の安心・安全」といった産業の垣根を越えた新たな価値を提供することに繋がるものと考えているとのことです。

そこで、公開買付者は、本公開買付けによる当社発行済普通株式の全て（当社が保有する自己株式を除きます。）の取得について、平成23年6月頃、ジャフコとの間で協議を開始したとのことです。その後、公開買付者は、平成23年10月末頃にジャフコ及び当社との間で本公開買付け及びその後の完全子会社化の実施について相互の理解を確認し、デュー・ディリジェンスを経て、公開買付者、ジャフコ及び当社との間で更に協議を進めた結果、当社が公開買付者の完全子会社として公開買付者グループの一員となることにより、統一かつ迅速な意思決定を可能とする体制を構築し、上記のような公開買付者と当社の協業によるシナジー効果を最大化することが、公開買付者グループと当社の長期的かつ持続的な企業価値の向上に向けた最良の選択であるとの結論に至り、平成24年1月30日開催の公開買付者取締役会において、本公開買付けを実施することを決定し、同日、ジャフコとの間で本応募契約を締結したとのことです。

一方、公開買付者と当社は、平成24年1月30日付で公開買付賛同契約（以下「本公開買付賛同契約」といいます。）を締結しております。本公開買付賛同契約の概要は以下のとおりです。

1. 当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」という。）が満了するまでの間、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を勧める旨の当社の取締役全員一致による取締役会決議（以下「賛同決議」という。）を維持し、これを撤回又は変更する取締役会決議を行わないものとする。但し、賛同決議を維持することが当社の取締役としての善管注意義務に違反すると当社が合理的に判断する場合はこの限りではない。

2. 当社は、本公開買付賛同契約締結日以降、公開買付者以外の者に対し、公開買付けの実施その他の方法により株券等を取得するよう勧誘、提案、打診その他これを誘引する行為を行わず、また、公開買付者以外に公開買付けを実施しようとする者と、当該公開買付けに関して積極的に接触しないものとする。但し、かかる勧誘等を行わないことが当社の取締役としての善管注意義務に違反すると当社が合理的に判断する場合にはこの限りではない。
3. 当社は、善良なる管理者の注意をもって、かつ、本公開買付賛同契約締結日以前に行っていたところと実質的に同一かつ通常の業務遂行の方法により、当社の業務の執行及び財産の管理・運営を行うものとし、また、一定の事項については、公開買付者の事前の書面による同意を得るものとする。
4. 本公開買付けが成立した場合には、その後公開買付者の指定する者が当社の役員に選任されるまでの期間、当社は、当社の取締役会に対して公開買付者が指定する者若干名をオブザーバーとして参加させる。
5. 当社は、本公開買付けに応募された当社の発行済普通株式の合計数が4,441,345株以上の場合で、かつ、公開買付者が本公開買付けによって株券等の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの完了後、当社の株主を公開買付者のみとするための手続として公開買付者が指定する手続を実施するため、公開買付者に対して必要な協力を行うものとする。但し、本公開買付けの応募状況、本公開買付け後における公開買付者の保有株券等の数その他の事由により、当該協力を行うことが当社の取締役としての善管注意義務に違反すると当社が合理的に判断する場合にはこの限りではない。
6. 本公開買付けが成立した場合には、当社は、平成24年5月に開催が予定される当社の定時株主総会に上程する議案について、当社の取締役会における決定に先立ち、公開買付者と事前に協議を行うものとする。
7. 公開買付者は、当社の経営の独立性を尊重するものとし、当社の行う取引が当社の企業価値の維持・向上等に寄与するものであると認める場合には承認するものとする。
8. 本公開買付けが成立した場合、当社において、資金調達が必要が生じた場合には、公開買付者が合理的であると判断した範囲内で協力するものとする。

さらに、公開買付者、ローソン及び当社は、当社が平成24年1月30日付「株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ及び株式会社ローソンとの業務提携及び資本提携の検討に向けた基本合意に関するお知らせ」において公表しておりますとおり、本公開買付けの成立を前提とした3社間における業務提携及び資本提携の検討を行うことについて、本日、合意しました。

当社は本公開買付けが成立した場合、その後、公開買付者及びローソンとの間において、以下の提携内容について、最終的な契約の締結を目指し、協議・検討いたします。

1. 3社による協業関係の実現をより強固なものとするための、ローソンから当社への所有割合にして最大20%の出資（当該出資のために、公開買付者が、本公開買付けにより取得した当社普通株式の一部（公開買付者の所有割合が50%超となる範囲とする。）を、本公開買付け後、原則として公開買付者が当社を完全子会社化した後に、ローソンの社内手続上必要な承認が得られることを条件として、本公開買付けにおける当社の普通株式に係る買付価格（以下「本買付価格」といいます。）でローソンに対して譲渡すること）
2. 上記出資を前提としたローソンから当社への代表取締役副社長1名の派遣
3. 公開買付者が保有するモバイルITノウハウと、ローソン及び当社が保有する物流ノウハウの融合、及びローソンと当社による共同物流センターの構築等を通じた物流機能の効率化

なお、当社とローソンとは、従前から両社の経営資源を利用し、新規事業ができないかを模索しておりましたが、平成23年8月には業務提携契約及び合弁基本契約を締結し、同年9月には生鮮食品、加工食品、日用品雑貨及びその他各種商品の生産、製造、加工、販売等の共同事業を推進することを目的として、らでいっしゅローソンスーパーマーケット株式会社を共同で設立するに至っております。

当該合弁会社の事業内容は以下のとおりです。

1. インターネットを通じたスーパーマーケット（宅配サービス）事業
2. 安全性が高く環境に配慮した生鮮食料品、日用品の商品企画／販売
3. インターネットビジネスの企画、ビジネス・コンサルティング
4. 環境や食育などのイベントの企画・運営

らでいっしゅローソンスーパーマーケット株式会社は、同年10月に事業を開始して以降、着実に実績を積み上げております。このように、当社はすでにローソンとの間で共同事業展開を行っておりますが、今後も消費者の「食の安心・安全」及び環境へ配慮したライフスタイルへの関心が高まる中、当社といたしましては、さらなる事業展開を目指し、今回公開買付け者、ローソン及び当社の3社の経営資源を最大限に活用することにより、より一層の事業拡大と新たな事業シナジーが期待できると熟考した結果、上記この基本合意に至っております。

本公開買付け後の経営方針

公開買付け者は、本公開買付け後においても当社の経営の独立性を尊重し、本公開買付け後の当社の経営体制については、基本的に現状を維持し、一方で、当社は、早期にシナジーを極大化するため、公開買付け者から若干名の役員を受け入れる予定です。なお、受け入れる役員の詳細については、本公開買付けが成立した後に検討することを予定しております。以上のほか、上記「(2) 本公開買付けを実施する背景及び目的」に記載のとおり、当社は、本公開買付けが成立した場合、ローソンによる当社への出資を前提として、ローソンから当社への代表取締役副社長1名の派遣について協議・検討いたします。また、当社の社名につきましては、現在の社名を継続して使用いたします。

当社における意思決定の過程及び上場廃止を目的とする公開買付けに応募することを勧める理由及び代替措置の検討状況

当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程は以下のとおりです。

当社は、平成23年10月に、公開買付け者とジャフコとの間で本公開買付け及びその後の完全子会社化の実施について相互の理解を確認いたしました。

当社は、公開買付け者の子会社となり、公開買付け者が中期ビジョンで掲げる領域の一つであるコマース事業への本格展開を行うことによって、タブレットやモバイル端末を活用したマーケティングの高度化、公開買付け者の顧客基盤を活用した送客モデルの構築、ケータイでの簡易決済による利便性向上など、新たなモバイルとコマース事業とのシナジーを実現することが可能であると考えております。また、コマース事業分野以外にも、食の安心・安全への取組み、高齢化社会・買い物弱者へのソリューションの提供、環境保全・農業問題への対応など、他の事業領域ともシナジーが期待されます。

具体的には、以下に挙げられる項目につき、公開買付け者及び当社において大きなシナジーが期待できます。

1. 公開買付け者の顧客基盤の活用による会員数の拡大
2. 宅配ビジネスとモバイル端末機能との融合により、買い物の利便性向上と利用拡大
3. IT化・モバイル化技術による生産基盤の強化
4. 環境分野及び農業分野において新たなビジネス展開

現在、当社では喫緊の課題として、基幹システムの稼働に伴う、新物流インフラの構築の開始、それを支える配送及び営業拠点センターの新設や増設又は移転、ハードウェアの投資額の増加、それに付随する移管費用や稼働のための一時的な付帯費用が発生することが想定されております。

それに加えて、上記のシナジーの実現のためには、会員獲得のためのモバイル端末機能やIT技術に対応するためのシステムへの先行投資が必要となり、短期的であるにせよ、業績が悪化し、当社の株主の皆様に対して不利益を与えてしまう可能性も否定できないと考えました。かかるシステムへの先行投資を首都圏センターを筆頭に短期間で順次、全国の拠点センターへ投資を行うために多額の資金が必要となるため、当社は、本取引によって公開買付者の子会社となることにより、当社のみならず親会社の信用担保力を確保でき、また、公開買付者から当社への資本注入等の方法によって上場時に比べ機動的に資金調達が可能となることにも利点があると考えております。また、当社は、上記のシナジーを最大化するためには、本公開買付けを通じて当社の普通株式の非公開化を行うことにより、上場を維持するために必要な様々なコスト（会計基準の厳格化、独立役員を導入、開示項目の増加等）を削減すると同時に、公開買付者と成長戦略遂行をより確かなものとする強固な関係を構築するとともに、公開買付者との統一かつ迅速な意思決定を可能とする体制を構築する必要があると判断いたしました。

こうした、本公開買付けに伴うメリットと当社株式の上場維持の意義等を総合的に勘案した結果、当社は公開買付者の子会社となり、公開買付者とのシナジー効果の早期実現及び最大化を図ることが、公開買付者及び当社の企業価値の向上、持続的な発展へとつながり、ひいては両社それぞれのステークホルダーの利益に資すると判断いたしました。さらに、当社取締役会は、下記「（３）買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）から取得した株式価値算定書及び算定結果についての説明、森・濱田松本法律事務所からの法的助言、独立した社外監査役からの意見その他の関連資料を参考の上、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について慎重に協議及び検討を行った結果、本買付価格並びに本公開買付けのその他の諸条件は、当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、直近6ヶ月終値、直近3ヶ月終値、直近1ヶ月終値、直近1週間終値の平均株価、公表日前営業日終値に対して一定のプレミアムが付された価格により株式売却の合理的な機会を提供するものであると判断いたしました。本新株予約権については、当社の役員や従業員に対するインセンティブとして付与したものであり、その保有者が当社の役員や従業員に限定されるうえ、本新株予約権を行使するには当社の取締役又は従業員の地位にある必要があるため、公開買付者が取得しても権利行使を行うことができないことに鑑み、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得しておらず、本新株予約権に係る買付価格の妥当性について検証を行っていないことから、本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねることといたしました。

以上により、当社は平成24年1月30日開催の当社取締役会において、取締役の全員一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨、及び本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。なお、監査役3名（うち社外監査役2名）の全員が、上記当社取締役会に出席し、当該決議に異議はない旨の意見を述べております。

なお、公開買付者は、当社の少数株主の皆様の利益を保護するべく、上場廃止に伴う代替措置として、下記「（４）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の方法により、当社の少数株主の皆様に対して当社株式を売却する機会を提供しつつ、当社の発行済株式の全て（当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することを予定しているとのこととす。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び当社は、当社の大株主であるジャフコが公開買付者と本応募契約を締結しており、必ずしもジャフコと当社の少数株主との利害が一致しない可能性があることを踏まえ、本公開買付けの公正性を担保すべく、以下のような措置を実施いたしました。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本買付価格を決定するに際して参考にするため、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）に対し、当社の株式価値評価分析を依頼したとのことです（なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しないとのことです。）。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似会社比較分析及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」といいます。）の各手法を用いて当社の株式価値評価分析を行い、公開買付者は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成24年1月30日に株式価値算定書を取得したとのことです（なお、公開買付者は、本買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得したとのことです。）。上記各手法において分析された当社の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価分析	717円から725円
類似会社比較分析	564円から777円
DCF分析	941円から1,145円

まず市場株価分析では、本公開買付け公表日の前営業日である平成24年1月27日を基準日として、JASDAQにおける当社の普通株式の直近1ヶ月の普通取引終値の単純平均値（717円）、直近3ヶ月の普通取引終値の単純平均値（725円）及び直近6ヶ月の普通取引終値の単純平均値（717円）を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を717円から725円までと分析したとのことです。

次に類似会社比較分析では、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を564円から777円までと分析したとのことです。

DCF分析では、当社の事業計画、直近までの業績の動向、公開買付者と当社との間で生み出されるシナジー等の諸要素を考慮した平成24年2月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を941円から1,145円までと分析したとのことです。

なお、公開買付者は本買付価格の検討にあたっては、DCF分析による評価結果が、当社の将来の収益力及び成長性を反映している点並びにシナジーを考慮している点等を勘案し、DCF分析による分析結果を最も重視し、当該分析結果の範囲内で検討を行ったとのことです。

公開買付者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した株式価値算定書記載の分析結果を参考にし、ジャフコとの間における価格交渉の内容、当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社の普通株式の市場株価動向、本公開買付けに対する応募数の見通し、並びに本公開買付けの後に当社の普通株式が上場廃止となることが見込まれており当社の株主の皆様への影響が大きいこと等を総合的に勘案し、最終的に平成24年1月30日開催の取締役会において、本買付価格を990円と決定したとのことです。

本買付価格である990円は、本公開買付け公表日の前営業日である平成24年1月27日のJASDAQにおける当社の普通株式の普通取引終値の714円に対して、38.7%（小数点以下第二位四捨五入）、過去1週間（平成24年1月23日から平成24年1月27日まで）の普通取引終値の単純平均値719円（小数点以下四捨五入）に対して37.7%（小数点以下第二位四捨五入）、過去1ヶ月間（平成23年12月28日から平成24年1月27日まで）の普通取引終値の単純平均値717円（小数点以下四捨五入）に対して38.1%（小数点以下第二位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成23年10月28日から平成24年1月27日まで）の普通取引終値の単純平均値725円（小数点以下四捨五入）に対して36.6%（小数点以下第二位四捨五入）、過去6ヶ月間（平成23年7月28日から平成24年1月27日まで）の普通取引終値の単純平均値717円（小数点以下四捨五入）に対して38.1%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額とのことです。

また、本買付価格である990円は、本報告書提出日の前営業日である平成24年1月30日のJASDAQにおける当社の普通株式の普通取引終値の723円に対して、36.9%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

なお、本公開買付けの対象には本新株予約権も含まれるとのことです。本新株予約権は平成24年1月30日現在において既に行使期間中であり、また、第2回新株予約権、第3回新株予約権、第4回新株予約権、第5回新株予約権及び第6回新株予約権の各行使価額（第2回新株予約権については677円、第3回新株予約権については677円、第4回新株予約権については850円、第5回新株予約権については850円、第6回新株予約権については850円、）が本買付価格である990円をそれぞれ下回っております。そこで、公開買付者は、平成24年1月30日開催の取締役会において、第2回新株予約権に係る買付価格を、本買付価格990円と第2回新株予約権の行使価額677円との差額である313円に、当該新株予約権1個に対し目的となる普通株式の数である100を乗じた金額である31,300円、第3回新株予約権に係る買付価格を、本買付価格990円と第3回新株予約権の行使価額677円との差額である313円に、当該新株予約権1個に対し目的となる普通株式の数である100を乗じた金額である31,300円、第4回新株予約権に係る買付価格を、本買付価格990円と第4回新株予約権の行使価額850円との差額である140円に、当該新株予約権1個に対し目的となる普通株式の数である100を乗じた金額である14,000円、第5回新株予約権に係る買付価格を、本買付価格990円と第5回新株予約権の行使価額850円との差額である140円に、当該新株予約権1個に対し目的となる普通株式の数である100を乗じた金額である14,000円、第6回新株予約権に係る買付価格を、本買付価格990円と第6回新株予約権の行使価額850円との差額である140円に、当該新株予約権1個に対し目的となる普通株式の数である100を乗じた金額である14,000円と、それぞれ決定したとのことです。

なお、本新株予約権に係る公開買付価格は、本買付価格と各新株予約権の行使価格との差額に本新株予約権1個当たりの目的となる株式数である100を乗じた金額としており、実質的に普通株式に対する買付価格と同等であることから、公開買付者は、本公開買付けにおける本新株予約権の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者からの評価書は取得していないとのことです。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社取締役会は、公開買付者から提示された本買付価格に対する意思決定の公正性を担保するために、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に当社の普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成24年1月30日付で株式価値算定書を手に入れました。

野村證券は、当社の普通株式の価値算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて、当社株式の価値算定を行いました。なお、当社は、野村證券から本買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。野村證券は、当社普通株式の株式価値算定にあたり当社から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得し説明を受け、それらの情報を踏まえて当社の株式価値を算定しております。採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法 714円から725円

類似会社比較法 661円から941円

D C F法 777円から1,477円

市場株価平均法は、当社普通株式の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値評価における客観的な評価手法であると考え、採用しております。市場株価平均法では、最近における株価及び取引量に鑑み、算定の基準日を平成24年1月27日とし、J A S D A Qにおける当社株式の基準日までの直近6ヶ月終値平均（717円（小数点以下四捨五入））、直近3ヶ月終値平均（725円（小数点以下四捨五入））、直近1ヶ月終値平均（717円（小数点以下四捨五入））、直近1週間終値平均（719円（小数点以下四捨五入））及び基準日終値（714円）を基に、当社株式を分析し、1株当たり株式価値を714円から725円までと算定しております。

類似会社比較法は、当社の業績・業種・事業規模等を総合的に勘案し、一定の類似性を持つ比較可能な上場類似会社が複数存在することから、上場類似会社との相対比較により市場株価の妥当性を検証する上で適した手法であると考え、採用しております。類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて当社株式を分析し、1株当たり株式価値を661円から941円までと算定しております。

D C F法は、企業の将来キャッシュ・フロー（収益力）に基づく評価手法であるため、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の評価を行う上で適した手法であると考え、採用しております。D C F法では、当社の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や当社株式の価値を分析し、1株当たり株式価値を777円から1,477円までと算定しております。

なお本新株予約権については、当社の役員や従業員に対するインセンティブとして付与したものであり、その保有者が当社の役員や従業員に限定されるうえ、本新株予約権を行使するには当社の取締役又は従業員の地位にある必要があるため、公開買付け者が取得しても権利行使を行うことができないことに鑑み、当社は、本公開買付けにおける本新株予約権の買付け等の価格の妥当性を検証するための第三者からの評価書は取得しておりません。

独立した法律事務所からの助言

当社は、当社の取締役会の意思決定の公正性を確保するために、森・濱田松本法律事務所から必要な法的助言を受けております。

社外監査役による協議・検討

当社は、当社の独立役員である社外監査役の今村正昭及び秋山進に対し、本公開買付けを実施のうえ、本公開買付けにおいて基準株式数以上の当社普通株式の応募があることを条件に、当社株式全部取得手続を経て、当社普通株式の全てを取得する本取引の公正性を確保するべく、本取引に係る当社による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する検討を依頼いたしました。その結果、平成24年1月30日付で、当社は、上記各社外監査役から、（a）本公開買付けを含む本取引の実行により当社の企業価値の向上が見込まれると判断することには合理性がある、（b）本買付価格及び当社普通株式全部取得手続において少数株主に交付される対価が妥当と判断することは合理的な判断の範囲内である、（c）本公開買付けを含む本取引に係る検討過程の手続は、公正であると評価できるとの理由から、本公開買付けを含む本取引は全体として当社の少数株主にとって特段不利益なものではないと思料する旨の意見を入手しております。

利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

当社取締役会は、野村證券から取得した株式価値算定書及び算定結果についての説明、森・濱田松本法律事務所からの法的助言、独立した社外監査役からの意見その他の関連資料を参考の上、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について慎重に協議及び検討を行った結果、成長戦略遂行をより確かなものとする戦略的事業パートナーとの強固な関係を構築し、短期的な業績にとらわれることなく中長期的な視野に立ちスピード感をもって事業展開していくことが最善の策であり、公開買付者を戦略的事業パートナーとし、その子会社として事業展開していくことが中長期的に当社の企業価値の向上を実現していくために有効であると判断するとともに、本買付価格並びに本公開買付けのその他の諸条件は、当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、直近の一定期間（直近6ヶ月、直近3ヶ月、直近1ヶ月、直近1週間）の平均株価に対して一定のプレミアムが付された価格により株式売却の合理的な機会を提供するものであると判断し、平成24年1月30日開催の当社取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。また、本新株予約権については、当社の役員や従業員に対するインセンティブとして付与したものであり、その保有者が当社の役員や従業員に限定されるうえ、本新株予約権を行使するには当社の取締役又は従業員の地位にある必要があるため、公開買付者が取得しても権利行使を行うことができないことに鑑み、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得しておらず、本新株予約権に係る買付価格の妥当性について検証を行っていないことから、本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねる旨の決議をいたしました。

上記当社取締役会においては、取締役の全員が出席し、全員一致で当該決議を行っており、また、監査役3名（うち社外監査役2名）の全員が出席し、当該決議に異議はない旨の意見を述べております。なお、当社の取締役及び監査役は、いずれも当該決議に関して利害関係を有しておりません。

買付け等の期間を30営業日に設定

公開買付けの公開買付期間として法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、公開買付者は、本公開買付けの公開買付期間を30営業日としております。公開買付者は、公開買付期間を比較的長期間である30営業日に設定することにより、当社の株主及び本新株予約権の保有者の皆様に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保し、もって公開買付者以外にも買付け等を行う機会を確保することで、本買付価格の公正性を担保することも意図しているとのことです。

なお、上記「（2）本公開買付けを実施する背景及び目的」に記載のとおり、当社は、公開買付者の子会社になることが当社の企業価値向上に資すると判断したため、本公開買付賛同契約において、本公開買付賛同契約締結日以降、公開買付者以外の者に対し、公開買付けの実施その他の方法により株券等を取得するよう勧誘、提案、打診その他これを誘引する行為を行わず、また、公開買付者以外に公開買付けを実施しようとする者と積極的に接触しないものとする。但し、かかる勧誘等を行わないことが当社の取締役としての善管注意義務に違反すると当社が合理的に判断する場合にはこの限りではないことを合意しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(2) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、当社発行済普通株式（当社が保有する自己株式を除きます。）の全てを取得する方針であり、本公開買付けにより、当社の発行済普通株式数の全てを取得できなかった場合であって、かつ基準株式数以上の当社普通株式の応募がなされた場合には、本公開買付け成立後に、以下に述べる方法により、当社の発行済株式の全てを取得することを企図しているとのことであり、具体的な方法としては、当社は以下のとおり説明を受けております。これに対して、本公開買付けにおいて買付予定数の下限以上の応募があったものの基準株式数以上の当社普通株式の応募がなされない場合には、本公開買付けは実施するものの、当社株式全部取得手続の実施を見合わせることを企図しており、その場合当社はJASDAQに上場を維持することとなる予定です。

本公開買付けが成立した後、公開買付者は、当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うことにより、当社を会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）の規定する種類株式発行会社とすること、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付すことを内容とする定款の一部変更を行うこと、及び当社が全部取得条項の付された当社の普通株式の全てを取得し、当該取得と引き換えに普通株式とは別個の種類当社の株式を交付すること、並びに以上乃至を付議議案に含む臨時株主総会を開催し、上記乃至を上程すること、及び上記の定款一部変更を付議議案に含む当社の普通株主による種類株主総会を開催し、上記を上程することを当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、上記の臨時株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、その全て（当社が保有する自己株式を除きます。）が当社に取得されることとなり、当社の株主（但し、当社を除きます。）には当該取得の対価として当社の別個の種類株式が交付されることとなりますが、当社の株主のうち交付されるべき当該別個の種類株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類株式の売却の結果、各株主に交付されることとなる金銭の額は、本買付価格に当社各株主が所有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された当社の普通株式の取得の対価として交付する当社の株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、公開買付者は当社に対し、公開買付者が当社の発行済株式の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主に対し交付しなければならない当社の株式の数が1株に満たない端数となるよう要請する予定とのことです。

公開買付者は、当社株式全部取得手続を実施する場合、平成24年8月頃までに当社株式全部取得手続を完了することを企図しているとのことですが、その具体的な日程等の詳細については未定であるとのことです。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i)上記の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii)上記の全部取得条項が付された株式の全部の取得が臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

なお、公開買付者によると、本公開買付けは、上記臨時株主総会及び種類株主総会における当社の株主の皆様への賛同を勧誘するものではないとのことです。

また、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、当該株式を全て取得すると引換えに当社の別の種類の株式を交付するという上記の方法については、関係法令についての当局の解釈、並びに本公開買付け後の公開買付者による当社株式の所有状況及び公開買付者以外の当社の株主の皆様による当社の株式の保有状況等によっては、実施に時間を要し、又は、それと同様の効果を有する他の方法に変更する可能性があるとのことです。但し、その場合でも、公開買付者以外の当社の株主の皆様に対しては、最終的に金銭を交付する方法により、公開買付者が当社の発行済株式の全てを取得することを予定しており、この場合において、公開買付者を除く当社の各株主に交付されることになる金銭の額については、本買付価格に当該各株主が保有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定であるとのことです。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、公開買付者と協議のうえ、決定次第、当社が速やかに公表する予定であります。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社普通株式は、本日現在、JASDAQに上場していますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社普通株式はJASDAQの上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けにおいて基準株式数以上の当社普通株式の応募がなされた場合には、公開買付者は、その後上記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、当社普通株式の全てを取得することを企図しておりますので、当社普通株式はJASDAQの上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。一方、本公開買付けに基準株式数以上の当社普通株式の応募がなされなかった場合には、当社株式全部取得手続の実施を見合わせることを企図しており、その場合当社はJASDAQに上場を維持することとなる予定です。

なお、上場廃止後は、当社普通株式をJASDAQにおいて取引することができなくなります。また、上記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の各手続が実行される場合、全部取得条項が付された当社の普通株式の対価として交付されることとなる別の種類の当社の株式の上場申請は行われない予定であります。

(6) 公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、ジャフコとの間で平成24年1月30日付で、ジャフコが保有する当社普通株式の全て(MBO2の所有株式数3,238,229株、所有割合にして44.56%、JBO2の所有株式数134,926株、所有割合にして1.86%)について本公開買付けに応募する旨の本応募契約を締結しているとのことです。なお、ジャフコは、公開買付者の本応募契約上の表明保証(注1)が重要な点において真実かつ正確ではなく、又は、本公開買付けの決済日において重要な点において真実かつ正確ではないことが見込まれる場合、公開買付者に本応募契約上の義務(注2)の重大な違反がある場合、ジャフコが当社に関する未公表の重要事実を認識している場合及び当社の取締役会が本公開買付けに賛同する旨を決議しておらず、又は、かかる賛同の意見表明が撤回若しくは変更された場合、本公開買付けに対抗する公開買付け(以下「対抗公開買付け」という。)が開始された場合において、対抗公開買付けにおける当社の普通株式1株当たりの買付価格が本買付価格を一定程度上回る価格である場合であって、公開買付者とジャフコとの間で協議が調わない場合等には、本公開買付けに応募しない又は本応募契約を解除することができるとのことです。かかる場合であっても、ジャフコがその任意の裁量により本公開買付けに応募することは禁止又は制限されていないとのことです。なお、ジャフコからその保有する当社普通株式の全部又は一部の応募がなかった場合には、買付予定数の下限に達せず、本公開買付けは買付け等の条件を満たさない可能性があります。

- (注1) 本応募契約においては、() 存在の適法性・有効性、() 権利能力・行為能力、() 社内手続の履践、() 本応募契約の執行可能性、() 法令・内部規則・契約違反の不存在等、() 法令遵守、() 法的倒産事由の不存在及び() 買付資金の存在が公開買付者の表明保証事項とされているとのことです。
- (注2) 本応募契約において、公開買付者は、() 決済日までの間に公開買付者による表明保証又は本応募契約上の義務の違反が生じた場合には、その内容を直ちにジャフコに通知する義務、() 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、その後の改正を含みます。）上必要な措置を採る義務、() 本公開買付けの条件変更の場合の通知義務及び() 秘密保持の義務を負っているとのことです。

4 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

(1) 普通株式

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
緒方 大助	代表取締役社長		199,100	1,991
古原 岳志	専務取締役	事業本部長	144,602	1,446
秋田 二郎	常務取締役	管理本部長	25,628	256
親跡 博史	取締役	品質保証部長	91,704	917
福江 敬太郎	取締役	M D部長	27,292	272
山本 恭子	常勤監査役		7,600	76
今村 正昭	監査役			
秋山 進	監査役			
	計		495,926	4,958

(注1) 所有株式数及び議決権の数は平成23年8月31日現在のものです。

(注2) 監査役今村正昭及び秋山進は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(2) 新株予約権

氏名	役名	職名	所有個数(個)	株式に換算した数(株)	株式に換算した議決権の数(個)
緒方 大助	代表取締役社長	-	480	48,000	480
古原 岳志	専務取締役	事業本部長	360	36,000	360
秋田 二郎	常務取締役	管理本部長	240	24,000	240
親跡 博史	取締役	品質保証部長	240	24,000	240
福江 敬太郎	取締役	M D部長	120	12,000	120
山本 恭子	常勤監査役	-	10	1,000	10
今村 正昭	監査役	-	-	-	-
秋山 進	監査役	-	-	-	-
	計		1,450	145,000	1,450

(注1) 所有個数、株式に換算した数及び株式に換算した議決権の数は、平成23年11月30日現在のものです。

(注2) 監査役今村正昭及び秋山進は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

5 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6 【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7 【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8 【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。

以上